

三から五階建て建築物に係る給水装置設置基準

(平成 7 年 5 月 1 日)

最新改正 平成 27 年 4 月 1 日

1 適用範囲及び給水方式

給水区域内に建築される三から五階建ての建築物に係る給水について、下記の条件に適合するものについては、直圧給水方式とする。

- (1) 対象地域は、配水管年間最小動水圧三階建て建物まで 0.20 MPa、四階建て建物まで 0.25 MPa、五階建て建物まで 0.30 MPa 以上を将来共に確保できる地域とする。
- (2) 対象建物は、下記の条件をすべて満足すること。
 - ① 1 棟 1 日使用水量が 30 m³まで
 - ② 給水せんの高さが敷地前面道路から 15 m まで
 - ③ メーター口径が 50 mm まで
 - ④ 給水管を分岐する配水管の口径は 75 mm 以上
 - ⑤ 給水管の分岐口径は最大 75 mm 以下とし、配水管の口径より 1 口径以上小さいもの
- (3) 対象地域及び建物であっても、下記の事項に該当する施設は原則として対象外とする。
 - ① 一時に大量の水を必要とする施設
 - ② 常時、一定の水圧を必要とする施設
 - ③ 断水時にも給水の持続を必要とする施設
 - ④ 薬品を使用する工場等、逆流によって汚染するおそれのある施設
- (4) 上記の条件に適合するときは、既設の三から五階建て住居等の受水槽給水方式を直圧給水方式に変更することができる。

2 給水工事の設計及び施行

給水装置の設計及び施行は、別に定める「三から五階建て直圧給水施行基準」による。

3 配水支管の範囲

配水支管は、配水管から分岐して、道路部分、宅地内に布設するもので、その範囲は給水装置の分岐までとする。

4 配水支管の取扱い

配水支管の取扱いについては、工事しゅん工検査後、本装置を町へ帰属させる場合に限って、それ以降の維持管理は町が行う。

5 給水装置の修繕区分

給水装置のうち、配水支管から分岐して第 1 止水せんまでの給水装置に係る修繕については、使用者等の申込み等により、町の負担でそれを行う。

6 適用の可否

- (1) 適用の可否は、申込者から提出された別に定める「三から五階建直圧給水協議書」に基づき管理者が決定する。
- (2) 管理者が認めるものについては、事前協議を省略することができる。

附 則

この基準は、平成 7 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。